

## 綾瀬市 人・農地プラン検討会設置要綱

### (設置)

第1条 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体（以下「経営体」という。）の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについて検討をするため、綾瀬市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域での話し合いにより作成された人・農地プランの妥当性等の審査・検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会は、おおむね10人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員のおおむね3割以上は女性で構成するものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は綾瀬市農業委員会会長を、副会長は綾瀬市農政主管部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、検討会の議長となる。

3 検討会は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ開くことができない。

4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、農政主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月19日から施行する。

別表（第3条関係）

職名等
綾瀬市農政主管部長
綾瀬市農業委員会会長
綾瀬市農業委員会委員
綾瀬市園芸協会会長
綾瀬市畜産協会会長
J Aさがみ綾瀬営農経済センター長が推薦する者
J Aさがみ加工部会会長が推薦する者
神奈川県県央地域県政総合センター農政部地域農政推進第一課長が推薦する者
神奈川県県央地域県政総合センター農政部農地課長が推薦する者
その他市長が必要と認める者